

2段階!

日豊ケアサービスが「えるぼし認定」を取得しました!

豊後高田市の株式会社日豊ケアサービスが、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定（通称「えるぼし認定」）を取得し、平成29年12月4日、大分労働局において認定通知書交付式が行われました。

「えるぼし認定」は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定するものです。

日豊ケアサービスでは、幅広い働き方を応援しており、継続就労に向けた取組を積極的に行っています!



青山社長

小笠原局長

(えるぼしマーク)



↑クリック↑
女性活躍推進法のページへ

「えるぼし」とは

平成28年4月1日から、**女性活躍推進法**が全面施行され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられました（労働者数101人以上の事業主にも努力義務があります）。

「**えるぼし認定**」は、この一般事業主行動計画の届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組**の実施状況等が**優良な企業**を認定する制度です。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告などに付けることができ、女性活躍推進事業主であることを広くPRすることができます。そのため、**優秀な人材の確保**や**企業イメージの向上**等につながることを期待できます。

～えるぼしマークについて～

- 「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があります。
- 「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

